

## 大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項中「及び」を「及び法第25条の3の2第1項の指定の更新並びに」に改める。

第26条第1項及び第3項並びに第33条の2第1項第1号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第34条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料 1件について 5,000円

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第13条第5項の改正規定及び第34条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に1号を加える改正規定 市長が定める日
- (2) 第26条第1項の改正規定及び次項の規定 平成31年11月1日

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の大阪市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第26条第1項の規定は、平成31年11月1日以後に行った点検に係る水量に基づき算定する料金について適用し、同日前に行った点検に係る水量に基づき算定する料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第33条の2第1項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る分担金につ

いて適用し、施行日前に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る分担金については、なお従前の例による。

平成31年 2 月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めるとともに、水道料金及び分担金を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市水道事業給水条例 (抄)

(指定給水装置工事事業者)

第13条 省 略

2 - 4 省 略

5 第1項の指定及び**法第25条の3の2第1項の指定の更新並びに**前項の証書の交付については、それぞれ手数料を徴収する。

6 省 略

(料 金)

第26条 専用給水装置又は1戸当たりの共用給水装置の料金は、1月について次の表に定めるところにより算定した金額に $\frac{100分の108}{100分の110}$ を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数金額が

あるときの端数計算については、局長が別に定める。

省 略
-----

2 省 略

3 私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は、次の金額に $\frac{100分の108}{100分の110}$

を乗じて得た額とする。

省 略

4 省 略

(分担金)

第33条の2 分担金は、次のとおりとし、給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増径する場合に限る。以下同じ。）をしようとする者からメーターの口径に応じて徴収する。

(1) 新設の場合

次の区分に応じた金額に $\frac{100分の108}{100分の110}$ を乗じて得た額とする。

省 略

(2) - (3) 省 略

2 - 3 省 略

(手数料)

第34条 手数料は、次のとおりとする。ただし、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴

収する。

(1) - (3) 省 略

(4) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料 1件について 5,000円

(4) - (5) 省 略

(5) (6)

2 - 4 省 略